



多国間における個人情報保護の取組み － 我が国の位置づけと課題 －

慶應義塾大学 総合政策学部 新保 史生

消費者委員会 個人情報保護専門調査会（第3回）資料
平成22年11月16日

OECD

プライバシー・ガイドラインの改正
越境協力勧告 / セキュリティ勧告等

〔勧告の履行/個別検討課題への対応
各種協議への能動的・積極的な関与〕

コミッショナー会議

〔オブザーバ参加ではなく
正式参加することが課題〕

GPEN (Global Privacy
Enforcement Network)

日本

プライバシー・フレームワーク
越境プライバシー・ルール(CBPR)
パスファインダー・プロジェクト

〔越境執行協力の体制の構築が課題〕

EU

個人データ保護指令
電子通信プライバシー指令
データ保全指令

個人データ保護指令による
第三国への個人データの移転制限

〔十分なレベルの保護基準への
適合判断を受けることが課題〕

APEC

APPA (Asia Pacific Privacy Authorities)



OECDにおけるプライバシー・個人情報保護関連の取組み

■ プライバシー・個人情報保護関係

- プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(OECDプライバシーガイドライン)(1980年)
 - グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護宣言(1998年)
 - プライバシー・オンライン:政策及び実務的ガイダンス(2003年)
- プライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告(2007年)
 - GPEN(Global Privacy Enforcement Network)2010年3月設置
 - アメリカ、カナダ、フランス、ニュージーランド、イスラエル、オーストラリア、アイルランド、スペイン、イギリス、イタリア、オランダ、ドイツ、スロベニア(現在13カ国が参加)

■ 情報セキュリティ関係

- 情報システム及びネットワークのセキュリティに係るガイドラインに関する理事会勧告(2002年)
- 重要な情報インフラの保護に関する理事会勧告(2008年)

電子署名

- 電子商取引における認証に関する宣言(1998年)
- 電子署名に関する理事会勧告(2007年)
- 電子署名に関するOECDガイダンス(2007年)

暗号政策

- 暗号政策に係るガイドラインに関する理事会勧告(1997年)

RFID(Radio Frequency Identification)

- RFIDに関するOECDの政策ガイダンス(2008年)

■ 迷惑メール

- スпам(迷惑メール)対策法執行における越境協力に関する理事会勧告(2006年)



OECD プライバシー・ガイドライン見直しにあたっての検討事項

- 1. OECDプライバシー・ガイドラインの発展とその影響
 - 1.1 コンピュータ処理の進展、プライバシーおよび各国の法制度との関係
 - 1.2 OECDのアプローチ
 - 1.3 ガイドラインが各国の法制度にもたらした影響
- 2. 現在の個人情報の取扱い傾向
 - 2.1 技術的進歩に伴う問題
 - 2.2 国際的なデータ流通
 - 2.3 組織の活動の変化
 - 2.4 個人の活動の変化
- 3. 個人情報の取扱環境の変化に伴うプライバシー・リスク
 - 3.1 セキュリティ
 - 3.2 個人データの目的外利用
 - 3.3 監視活動(サーベイランス)
 - 3.4 信頼性
- 4. 既存のプライバシー保護の取組における検討課題
 - 4.1 プライバシー保護の範囲
 - 4.2 透明性の確保、利用目的及び同意の役割
 - 4.3 国及び地域におけるアプローチの多様性
- 5. プライバシー保護のための新たな取組(プライバシー・ガバナンス)
 - 5.1 データセキュリティのための立法
 - 5.2 情報管理 / 計画的なプライバシー保護(Privacy by design)
 - 5.3 説明責任の役割
 - 5.4 プライバシー・個人情報保護法の執行権限を有する機関による越境協力
 - 5.5 民間団体等との協力



CIIE 産業イノベーション起業委員会

起業、産業、地域発展

ICCP 情報・コンピュータ・通信政策委員会

インターネット経済

CCP 消費者政策委員会

消費者政策

CSTP 科学技術政策委員会

科学技術政策

CSPT バイオテクノロジーWG

バイオテクノロジー

WPISP

情報セキュリティ・
プライバシーWP

個人情報・プライ
バシー保護及び情
報セキュリティに関
する検討

1. インターネット経済の未来

個人データの経済学 / グローバルなインターネット経済 / クラウド・コンピューティングに関する影響と政策の枠組
オンラインにおけるユーザー保護のための国際的な法執行の越境協力

2. 情報通信技術ネットワークの経済的影響

インターネットが経済に与える影響 / スマート・アプリケーションとブロードバンド技術 / 電子商取引

3. 情報セキュリティとプライバシー保護の強化

プライバシー保護の未来構想 / 1980年のプライバシー・ガイドラインの見直しを実施 / プライバシー保護法制の
執行に関する協力体制の支援 / サイバー・セキュリティ戦略 / 2008年のOECD「重要情報インフラの保護に関す
る理事会勧告」に基づく重要情報のインフラに対する国家政策の比較分析の開始 / 2002年の情報およびネット
ワーク・セキュリティに関するガイドラインの見直し / ソフトウェア・セキュリティ市場の経済学に関する分析レポ
ート / スパムを取り締まる法律の執行に関する国際協力の進捗状況の把握およびワークショップの開催

4. 通信の市場、政策、規制

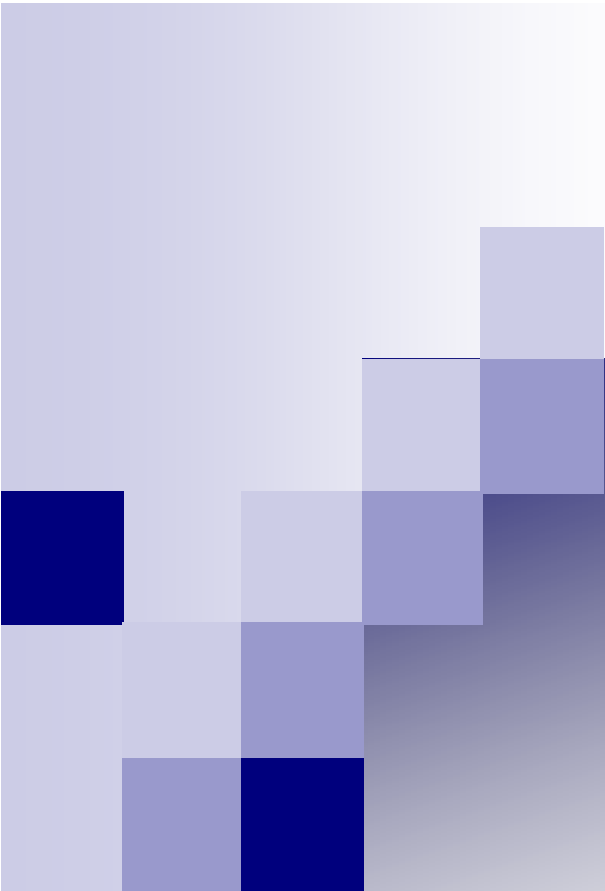
ブロードバンド・アクセスに関する報告書 / ブロードバンド・ネットワークへのオープン・アクセスに関する分析 / ユ
ニバーサル・サービスにおけるブロードバンドとその役割に関する報告書 / モバイル通信市場とその発展 / 携帯
電話の着信料金に関する課題：料金、構造、決定 / グローバルな通信のガバナンスに関する課題

5. 情報通信技術のイノベーションとグリーン成長

情報通信技術のグリーン成長への貢献に関する分析 / 創造性、デジタル・コンテンツおよびその流通 / OECD閣
僚会議のデジタル・コンテンツについての政策ガイドラインで強調されているデジタル・コンテンツ分野における主
要政策の検証 / 「公的分野の情報へのアクセス強化とより効果的な使用に関するOECD理事会勧告」の見直しを
2012年に実施予定 / 情報通信技術のスキルと雇用 / IPv6が可能とするイノベーション

6. 情報通信技術の基準評価

通信アウトルック(2年ごと) / インターネット経済アウトルック / 主要情報通信技術指標 / インターネット経済向け指
標と手法 / OECD非加盟国における情報通信技術に関する統計



欧州連合（E U）

個人データ保護指令

個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する
1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令

電気通信指令(廃止)

電気通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する
欧州議会及び理事会の97/66/EC指令(電子通信指令により廃止)

電子通信指令

電子通信分野における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する
2002年7月12日の欧州議会及び評議会の2002/58/EC指令

データ保全指令

公衆電子通信サービスの提供に関して処理されるデータの保全及び2002/58/EC指令
の改正に関する欧州議会及び理事会の指令

■ 指令

- 指令とは、EU加盟国に対して示された提案を、国内法へ転換することを義務づける効力を有するもの
- その効力は、EU域外の国に直接影響を及ぼすものではないが、各国の国内法の規定によっては間接的に域外の国にも影響が及ぶことがある
- 各国で法制度が異なることから、欧州域内における法制度(規制)の基準を統一化することが必要なため、そのために必要な一定の枠組みや基準を明確に示し、各国がそれを履行する際の要求事項を定めたもの



個人データ保護指令

■ 第三国とは

- 本指令の適用を受ける地域は、欧州連合加盟国だけでなく、欧州経済地域にも適用される（EU加盟27カ国及びEEA加盟3カ国（ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランド））
- 本指令の適用を受けない国は、個人データ保護指令では、「第三国」として扱われる

■ 加盟国の国内法の整備

- 本指令第25条では、「加盟国は、処理過程にある個人データ又は移転後処理することを目的とする個人データの第三国への移転は、この指令の他の規定に従って採択されたその国の規定の遵守を損なうことなく、当該第三国が十分なレベルの保護を確保している場合に限って行うことができるということを規定しなければならない。」と規定
- 第25条の趣旨は、EU加盟国に対して、本指令に適合するように国内法の改正や新たな法律を制定することを求めることにある
- EU域内において取得した個人データをEU域外へ移転する際には、域外移転にあたっての制約が定められている国内法の手続に基づいて移転することが義務づけられる

■ 十分なレベルの保護

- 個人情報の保護に関して、十分なレベルの保護措置を講じていない国へ、個人データの移転を禁止することができる旨を定めた規定を国内法に設けることを求めている

第三国の個人情報保護制度が、「十分なレベルの保護基準」に適合しない場合は、EUから当該第三国への個人データの移転は制限される



個人データ保護指令第26条

- EU指令第25条の適用除外
 - ☐ (a) 移転に関する明確な同意
 - ☐ (b) 情報主体と管理者間における契約
 - ☐ (c) 管理者と第三国間の契約
 - ☐ (d) 公共の利益
 - ☐ (e) 情報主体の権利保護
 - ☐ (f) 法令に基づく登録情報の移転

以上の条件に該当する場合には、第25条は適用されない。



EU域外への個人データの移転が許容される条件

■ 十分なレベルの保護基準に適合していること

- ハンガリー(第三国からEU加盟国に)、スイス、アメリカ合衆国(セーフハーバー)、カナダ、ガーンジー、アルゼンチン、マン島、フェロー諸島、ジャージー、イスラエル(2010年11月現在)
- WG29条作業部会の意見書で十分なレベルの保護にあると判断された国
 - アンドラ、ウルグアイ (2010年11月現在)

■ 標準契約条項に基づくデータ移転

- Standard Contract Clauses
- EUから米国以外の国へのデータ移転は可能
- 複数の階層的な事業関係においては十分に機能しない

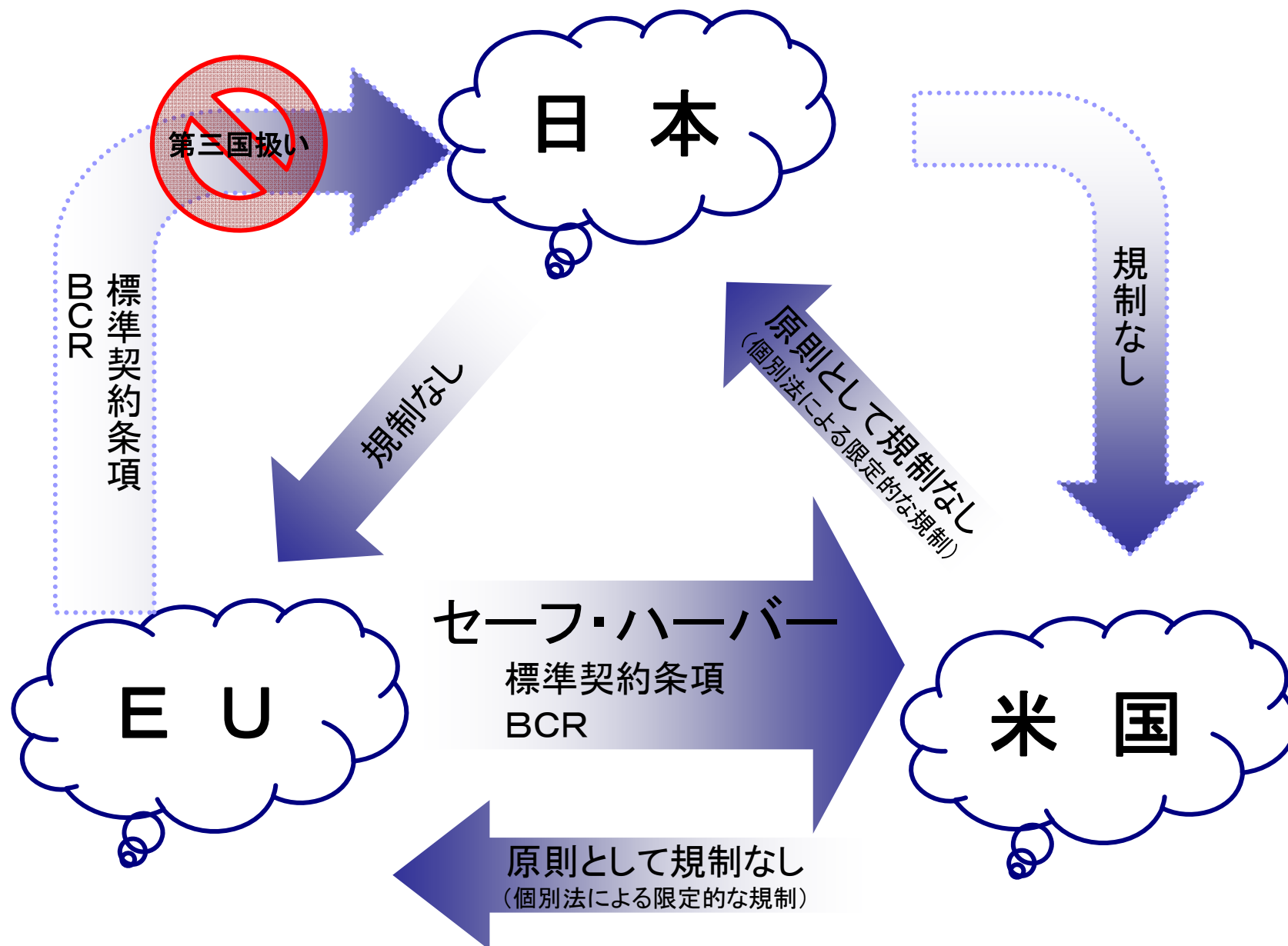
■ 「拘束力を有する企業の内部規程」に基づく移転

- Binding Corporate Rules(略称:BCR)
- 多国籍企業が対象

■ セーフ・ハーバーへの参加

- EUから米国へのデータ移転は可能
- EUから米国以外の国への移転にあたっては効力がない

EU域外への個人データの移転





その他の指令

■ 電気通信・電子通信指令

- 電気通信分野における個人データ保護を目的として制定
- 個人データ保護指令の対象となる個人情報への取扱いに加え、域内における公衆電気通信網を利用する電気通信サービスの提供に係る個人データ処理への適用が目的
- 「電子通信分野における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び委員会の2002/58/EC指令(プライバシー及び電子通信に関する指令)」が制定され、電気通信指令は廃止。

■ データ保全指令

- 電子通信サービスを利用するにあたって取り扱われている情報を法執行の目的で利用するにあたって必要な手続を定めたもの
 - 「データ」と「利用者」についてのみ定義規定を置いており、それ以外の定義は、他の指令の定義規定が適用される
- 保全の対象となる「データ」と、対象となる「者」について明確に定めることにより、この指令の適用にあたって他の指令とは異なる点を明確にした上で、適用範囲を制限
- 保全したデータの利用と個人の権利利益の保護を両立させるために、3つの側面から主たる制限が定められている
 - ①保全されたデータを利用することができるように、その目的を明確に定めること
 - ②保全の対象となるデータについて、保全の必要があるデータの種類を制限
 - ③保全期間の制限
- 保全の対象とするデータはトラフィックデータで通信内容は含まれていない
- 通信内容については、通信傍受に関する各国の法令が個別に適用される



EU指令29条に基づいて設置される作業部会の主な報告書

2010年

- ウルグアイ東方共和国の個人データ保護レベル
- 第三国のデータ処理者への個人データ移転のための標準契約条項に関する2010年2月5日の欧州委員会決定の施行にあたって生じている問題へのFAQ
- RFIDアプリケーションに関するプライバシー及びデータ保護影響評価手法に関する業界における提案
- ダイレクト・マーケティングにおける個人データの利用に関するFEDMAの欧州行動指針
- 国内の電気通信役務提供者及びISPが電子通信プライバシー指令6条及び9条並びにデータ保全指令に基づき国内のデータ保全関連法令に基づく義務を遵守する際の実施措置に関する報告書
- オンライン行動ターゲティング広告

2009年

- プライバシーの未来:個人データ保護に関する基本的権利の法的枠組みに係る欧州委員会の諮問
- 空港及び港の免税店が取得し処理される搭乗者データの保護
- アンドラ公国における個人データ保護のレベル
- イスラエルにおける個人データ保護のレベル
- 個人信用情報の履歴に関する専門家グループ報告書に関する諮問
- SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)
- 世界アンチ・ドーピング機関(WADA)プライバシー及び個人情報保護国際基準
- 第三国のデータ処理者への個人データ移転のための標準契約条項に関する決定案
- 子どもの個人データ保護
- 電子通信プライバシー指令の改正案
- 国際間の民事訴訟における事実審理前の証拠開示



EU指令29条に基づいて設置される作業部会の主な報告書

2008年

- ☐ 拘束力を有する企業の内部規程 (BCR:Binding Corporate Rule)
- ☐ BCRの基本的枠組み
- ☐ BCRの基本的要素及び原則
- ☐ 搭乗者記録(PNR:Passenger Name Record)の米国当局への移転に関する搭乗者への情報提供
- ☐ 電子通信プライバシー指令の見直し
- ☐ 検索エンジンに係るデータ保護問題
- ☐ 子どもの個人データ保護

2007年

- ☐ 法執行目的での搭乗者記録(PNR)の利用
- ☐ 第2回データ保護の日
- ☐ フェロー諸島における個人データ保護のレベル
- ☐ ジャージーにおける個人データ保護のレベル
- ☐ 域内市場情報システム(IMI)におけるデータ保護
- ☐ 消費者保護協力システム(CPCS)におけるデータ保護
- ☐ 米国とEU間におけるPNRの提供に関する合意事項
- ☐ 個人データの定義
- ☐ 電子的医療記録(HER:Electronic Health Record)における健康関連個人データ



参考資料：内閣府による諸外国に関する個人情報保護制度の調査及び紹介等

■ 諸外国関係

- 諸外国等における個人情報保護制度の運用実態に関する検討委員会・報告書(平成19年3月公表)
- 諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・報告書(平成21年3月公表)

■ OECD(経済協力開発機構)関係

- プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインの関するOECD理事会勧告(1980年9月23日採択)
- プライバシー法の越境的な執行協力に関する報告書(2006年10月公表)
- プライバシーに関する通知文の簡素化－OECDによる報告及び勧告－(2006年7月公表)
- プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告(2007年6月12日採択)
- OECD情報セキュリティ・プライバシー作業部会(WPISP)

■ APEC(アジア太平洋経済協力)関係

- APECプライバシーフレームワーク(2004年10月29日採択／国際的実施の部分は2005年11月16日承認)
- APEC電子商取引運営グループ(ECSG)

■ EU関係

- 個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令(EUデータ保護指令、1995年10月24日指令)
- 欧州委員会(データ保護関係)
- 国際移転における企業の個人データ保護措置調査報告書(平成22年3月公表)